

暴力団排除に関する誓約書

私は、石川庁舎周辺利活用推進に関するトライアル実証イベント（その３）の参加にあたり、うるま市暴力団排除条例（平成２３年うるま市条例第２３号）に基づき、暴力団の排除のために必要な協力をを行うこと及び下記事項について誓約します。

また、うるま市が暴力団排除に必要な場合には、沖縄県警察本部又は管轄警察署に照会及び役員等名簿のほか照会に必要な情報を提供することを承諾します。

記

- １ 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - （２） 役員等（誓約者が個人である場合はその者。誓約者が法人である場合はその役員及び契約委任する営業所等の代表者。誓約者が共同企業体である場合はその構成員である法人の役員及び契約委任する営業所等の代表者。以下同じ。）が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められる者
 - （３） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に危害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
 - （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - （５） 前各号に該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- ２ 暴力団、暴力団員等、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者が、経営に実質的に関与していることはありません。
- ３ うるま市との契約に関し、下請負人、再委託人（下請、再委託が数次にわたるときはそのすべてを含む。以下同じ。）又は資材・原材料業者を使用する場合は、当該者が上記１の各号に該当しないことを確認します。また、当該者が上記１の各号に該当した場合、うるま市との契約に関する事項から排除します。
- ４ うるま市より上記１から３に該当するか否かの照会のために役員名簿等の情報提供の要請があった場合には、直ちに応じます。
- ５ 本誓約が虚偽であり、又は本誓約に違反したことにより被る不利益について、異議は一切申し立てません。

令和 年 月 日

うるま市長

（誓約者）

本社所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印